

第138号議案

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表島根県立松江南高等学校の項分校の位置の欄中「松江市」を削り、同表島根県立松江農林高等学校の項の次に次のように加える。

島根県立宍道高等学校	松江市	
------------	-----	--

附 則

この条例中別表第1の1の表に島根県立宍道高等学校の項を加える改正規定は平成21年11月1日から、同表島根県立松江南高等学校の項の改正規定は平成25年4月1日から施行する。